

【お知らせ】奨学のための給付金 新入生への4～6月分相当額の前倒し給付について

愛媛県教育委員会高校教育課

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。

従来は、年額の一括給付（7月1日基準日）のみでしたが、令和2年度から新入生のうち希望者を対象に、4月1日を基準日として、4～6月分相当額の前倒し給付を行うこととしております。

なお、本給付金は、保護者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

1 新入生への前倒し給付について

基準日（4月1日）に支給要件を全て満たす場合に、4～6月分相当額の前倒し給付を申請することができます。

4～6月分相当額の前倒し給付を申請せず、通常申請（7月1日基準日）を行った場合は、年額の一括給付となります。

なお、4～6月分相当額の前倒し給付を受けた場合の7～3月分相当額は、基準日（7月1日）の状況に基づいて別途申請が必要です。

<ポイント>

- 年額を2回に分けて給付（4～6月分、7～3月分）
- 4～6月分は従来の年1回給付より早期に給付（6～7月頃支給予定）
- 年額を受給するためには申請が2回必要（基準日4月1日、7月1日）
- 通常申請（7月1日現在）の場合は、1度の申請で年額を支給

2 支給要件（4月1日に次の要件を全て満たすこと）

- （1）保護者等が愛媛県内に住所を有している
- （2）保護者等全員の令和2年度（令和元年年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）
- （3）基準日に在学している

※ 基準日に休学している場合は原則として支給対象外です。

3 支給額（対象生徒一人あたりの額）

世帯区分		国公立			
		通信制以外		通信制	
		4～6月分	7～3月分	4～6月分	7～3月分
生活保護（生業扶助）受給世帯		8,075円	24,225円	8,075円	24,225円
道府県民税所得割及び市町村民税 所得割合算額が非課税の世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）		27,525円	82,575円	12,125円	36,375円
	15歳以上（中学生を除く） 23歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯	35,425円	106,275円	12,125円	36,375円

※ 4～6月分の前倒し給付を受けた者が7～3月分の給付を申請した場合、7月1日現在の状況によっては、7～3月分の給付額が上記と異なる場合があります。

※ 給付回数は高校生等1人につき年1回・通算3回（定時制・通信制の場合は4回）が上限です。ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）対象者である場合、上記回数に加えて1回（定時制・通信制の場合は最大2回まで）給付を受けることができます。なお、前倒し給付により4～6月分と7～3月分を分けて受給した場合はあわせて1回とカウントしますが、4～6月分の前倒し給付のみを受けて7～3月分の給付を受けなかった場合も1回とみなします。

※ 前倒し給付を受けない場合の年額は表の4～6月分と7～3月分をあわせた額です。

4 提出期限及び支給時期等

提出期限：令和3年5月6日（木）

※申請書類は事務室で配布しています。

提出期限に間に合うように、余裕をもって取りに来てください。

提出先：小松高校 事務室（直接提出）

支給時期：6～7月頃予定（申請時に指定した口座へ振込）

※ 申請者の数や申請書類の状況によって、支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

5 申請方法（在籍する学校を通じて申請）

4～6月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は、世帯区分に応じた必要書類を小松高校事務室へ提出期限までに提出してください。

世帯区分	提出書類
生活保護(生業扶助)受給世帯	(1)奨学のための給付金に係る提出書類等確認票(両面印刷) (2)高校生等奨学給付金支給申請書(様式第1号の1) ・支給申請書(両面印刷) ・給付金振込先について(注1) (3)申請者の属する世帯の住民票(続柄あり、写し可)(注2) (4)生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式第4号)(注3)
道府県民税所得割及び市町村 民税所得割合算額非課税世帯 (生活保護[生業扶助]非受給世帯)	(1)奨学のための給付金に係る提出書類等確認票(両面印刷) (2)高校生等奨学給付金支給申請書(様式第1号の1) ・支給申請書(両面印刷) ・給付金振込先について(注1) (3)申請者の属する世帯の住民票(続柄あり、写し可)(注2) (4)課税証明書等(写し可)(注4) (5)扶養誓約書(様式第3号)(注5) ※15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

注1 申請者（保護者等）名義の口座を記入し、通帳の写しを貼り付けてください。

注2 保護者等及び申請対象の高校生等が記載された世帯全員の住民票（基準日以降に取得したもの）を提出してください。住民票は、続柄が表示され、個人番号が省略されているものとしてください。なお、保護者等が単身赴任をしている場合、当該保護者等の住民票も提出が必要です。

注3 基準日以降の日付のものを提出してください。なお、従来の「生活保護受給証明書」等により、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、様式第4号の提出は不要です。その場合は、「生活保護受給証明書」等を提出ください。

注4 保護者等の全員について、非課税であることが証明できる書類のうちいずれか一つ（コピー可）を提出してください。

【非課税であることが証明できる書類】

- ・課税（非課税）証明書
- ・特別徴収額の決定・変更通知書
- ・市町民税の納税通知書

注5 申請書（様式第1号）に記入した扶養親族の健康保険証の写しを貼り付けてください。公的な書類（健康保険証等）で扶養の事実が確認できない場合は、誓約書欄に必要事項を記入してください。

学校徴収金との相殺について

愛媛県内の学校に在学する者で、学校長が認めた場合は、保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と給付金を相殺することも可能です。相殺を希望する場合は、申請書類と併せて、「委任状（様式第5号）」を提出してください。

なお、委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。

6 申請書等配布場所

- 小松高校事務室（対応可能時間：平日8：30～17：00）

※申請希望者は申請書類を事務室に取りに来てください。

7 その他

虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金を返還し、加算金を納付することとなります。